

会費規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益社団法人SL災害ボランティアネットワーク（以下「この法人」という。）の定款に基づき、会費の納入に関し、必要な細則を定めるものとする。

(会費)

第2条 会員は、次の会費（年額）を納入しなければならない。

正会員	<u>3,500円</u>
賛助会員	<u>法人：10,000円以上（一口以上）</u> <u>個人：5,000円以上（一口以上）</u>
特別会員	入会金及び会費は無料とする。

2 納入された会費は、会費総額の50%以上を公益目的事業に使用する。残額については管理費に使用することができる。

3 賛助会員の年会費については、寄付金として扱うことができる。

(会費の納期)

第3条 会員は、毎事業年度、1月31日までに、会費年額の全額を納付しなければならない。ただし、年額5万円以上の会費を納入する賛助会員にあっては、納期の変更又は分割納入を申し出ることができる。

(入会年の会費及び納期)

第4条 事業年度の中途に入会した会員の当該事業年度の会費は、入会承認月が上半期（1月～6月まで）の場合は年会費の全額とし、下半期（7月～12月まで）の場合は2,000円とする。

2 前項の会費の納入は、この法人から入会承認の連絡を受けた日から20日以内とする。

(会費の免除)

第5条 理事会は、次のいずれかに該当する正会員については、第2条の規定にかかわらず、会費の免除を議決することができる。

(1) 免除すべき相当の事由があると認める正会員又は賛助会員

平成25年4月17日

平成25年12月1日 一部改正

平成27年3月6日 一部改正

平成28年3月26日 一部改正

令和7年3月22日 一部改正